

全L協保安元第71号
令和2年2月5日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

住宅用火災警報器の適切な維持管理や本体交換等の推進への協力について
(お願い)

標記につきまして、消防庁より別添のとおり協力依頼がありました。

本件は、住宅の住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、今後の故障増加が予測されることから、LPガスの定期調査などの機会を通じたお客様への住宅用火災警報器の適切な維持管理や本体交換等の推進への協力依頼があったものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員や関係する保安センターがある場合は当該保安センターに対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、以下のホームページに関係チラシが掲載されていますので、ご参考までにお知らせいたします。

関係チラシ等

http://www.kaho.or.jp/user/awm/info01_p01.html

以 上

発信手段：Eメール

保安部：渡辺、橋本

別添

消 防 予 第 20 号
令 和 2 年 1 月 31 日

一般社団法人 全国LPガス協会
会 長 秋元 耕一郎 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器の適切な維持管理や本体交換等の 推進への協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から消防行政につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成16年に消防法の改正により、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が新築の住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅については各市町村の条例に基づき平成23年6月までに義務付けられました。

まもなく、既存住宅の住警器設置義務化から10年が経過し、今後、住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増加していくものと予測されることから、住警器の適切な維持管理や本体交換等の推進を図っていく必要があります。

つきましては、貴協会員が管理・運営する都道府県保安センター等において実施されている、LPガスの定期点検などの機会を通じた、地域住民への住警器の適切な維持管理や本体の交換等の推進にご協力をお願いします。また、実施にあたっては、管轄の消防機関との連携にもご配慮いただきますよう、貴協会員に対し、周知のほどよろしく申し上げます。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係

担当：吉田・中野

電話：03-5253-7523